

明治期の第一銀行と三井

山 口 和 雄

はじめに

- 一 創業期の第一國立銀行と三井
 - 1 創立時第一國立銀行の構成
 - 2 小野組破綻後の第一國立銀行と三井組
 - 3 三井銀行の創立と第一國立銀行
- 二 明治前期の第一國立銀行と三井
 - 1 明治一〇年代
- 三 明治二〇年代前半
 - 1 明治一〇年代後半
 - 2 明治三十〇年代前半
 - 三井資本の撤退——

はじめに

第一國立銀行は、明治六年（一八七三）六月創立の、わが国における最も古い代表的な銀行の一つであった。創立当

時は、三井組と小野組が二大株主であり、総監役を除く頭取以下の役職者もこの両組関係者の占めるところであった。七年一月、小野組の破綻後は、三井組が最大の株主となり、頭取を除く他の役職者ほとんどが三井組関係者となつた。だが、明治九年（一八七六）七月、三井銀行の創立を機に、明治一〇年代後半以後第一国立銀行における三井の勢力は次第に後退した。明治二九年（一八九六）一二月、第一国立銀行は株式会社第一銀行となり、ついで三〇年代に入ると三井の所有株はとくに減少し、役職者も取締役一名を残すだけとなつた。どうしてそうなつたのか。その点については、従来必ずしも十分の研究がなされたとはいえないと思うので、本稿では第一銀行、三井双方の史料によつてその過程を検討してみることにした。

一 創業期の第一国立銀行と三井

1 創立時第一国立銀行の構成

三井小野組合銀行を基盤として第一国立銀行が創立されたのは、前記のように明治六年（一八七三）六月のことである。その際同行では株式資本を三万株三〇〇万円とし、うち二万株二〇〇万円を発起人で引受け、残りの一万株一〇〇万円を公募した。⁽¹⁾ しかるに、株式の申込みは予期の数に達せず、そのため二四四万〇八〇〇円という端数を以て資本金とし、七月二〇日に開業したが、翌七年二月にいたつて二五〇万円に増資した。⁽²⁾ その時の主要株主と役職者を示すと第1表のとおりである。これによると、三井小野両組関係者の持株がそれぞれ全体の四一%余、両者合して八二%余を占めており、波澤栄一の持株はわずか二%にすぎない。三井組だけについてみると、惣領家たる三井八郎右エ門家と三郎助家、源右エ門家の同苗で三井持株の八五%内外を、三野村利左エ門以下の三井組従業者で一五%ぐらいを占めていたこ

明治期の第一銀行と三井（山口）

第1表 明治7年（1874）2月末第一国立銀行の株主と役職者

株 主 名	住所	所 有 株 高			役 職	備 考
		株数	株金高	%		
三井組						
三井八郎右エ門	京都	7,000	700,000 円	28.0	頭取	高福（北家） （小石川家）
三井三郎助	"	1,000	100,000	4.0	取締役	高喜（新町家）
三井源右エ門	"	800	80,000	3.2		高辰（新町家）
三野村利左エ門	東京	500	50,000	2.0	副頭取	三井組支配人
斉藤純造	"	100	10,000	0.4	取締役	三井組役員
永田甚七	"	320	32,000	1.3	取締役	三井組役員
松本常蔵	"	50	5,000	0.2	本店支配人	三井組役員
その他		500	50,000	2.0		
小 計		10,270	1,027,000	41.1		
小野組						
小野善助	京都	7,000	700,000	28.0	頭取	小野同苗
小野助次郎	"	1,000	100,000	4.0	取締役	小野同苗
小野善太郎	大阪	500	50,000	2.0		小野同苗
小野善右エ門	京都	500	50,000	2.0	副頭取	小野組支配人 糸店
古河市兵衛	東京	1,000	100,000	4.0		小野組支配人
行岡庄兵衛	"	357	35,700	1.4	取締役	小野組役員
江林嘉平	"	100	10,000	0.4	本店支配人	小野組役員
小 計		10,457	1,045,700	41.8		
その他の						
渋澤栄一	東京	500	50,000	2.0	総監役	阿波名東県の 士族 島田組
西川甫	阿波	1,500	150,000	6.0		
島田八郎左エ門	京都	500	50,000	2.0		
その他		1,773	177,300	7.1		
小 計		4,273	427,300	17.1		
総 計 (71人)		25,000	2,500,000	100.0		

出所）「第一国立銀行創立証書」（『濱澤栄一伝記資料』第四巻 22~24頁所収）及び 同伝記資料第四巻 66頁、『三井事業史』本篇第二巻756~757頁所収の「三井家略系図」により作成。

となる。もつとも、これは名義上のことで、実際は三井関係者の株の多くは、三井組の共有になっていたのではない
かと思われる。⁽⁴⁾

次に役職者であるが、三井小野両組が二大株主であったのに対応して、頭取以下の役職もほとんどすべて三井・小野
両組関係者の占めるところであった。頭取には三井・小野の惣領家たる三井八郎右エ門（高福）と小野善助が、副頭取
には三井組支配人三野村利左エ門と小野組支配人小野善右エ門⁽⁵⁾が、それぞれ月番代りに勤めることになっていた。頭取、
副頭取を除く取締役には、三井組から同苗の三井三郎助と三井組幹部の斎藤純造および永田甚七が、小野組から同苗の
小野助次郎と小野組幹部の行岡庄兵衛がなり、本店支配人には三井組から松本常蔵、小野組から江林嘉平がそれぞれ就
任した。それ以下の役員、すなわち本店副支配人、本店勘定方、大阪・横浜・神戸各店の支配人も第2表にみるように
二名づつ任命されており、これらも三井・小野両組からほぼ対等に出したものとみられる。このように、第一国立銀行
内における三井・小野両組の勢力はほぼ対等であったので、その調和をはかる必要があった。また当時は、三井・小野
の同苗はいずれも未だ京都（小野郷太郎は大阪）に住み（第1表参照）、東京に所在する銀行に出勤したり、その集会に出
席したりすることはほとんどなかつた。出勤或いは出席した幹部は、主に東京に居住する両組の従業者で第一国立銀行
の取締役・支配人であったもの、すなわち三井組の斎藤純造・永田甚七・松本常蔵、小野組の行岡庄兵衛・江林嘉平
らであつたが、これらのものもその多くは近代的銀行の運営・業務等について十分の知識をもつてゐるわけではなかつ
た。

このような状況だったので、第一国立銀行には当初総監役なる役職が設けられ、波澤栄一がそれに就任した。波澤
は、幕末に歐州に赴き、大蔵省在官中は国立銀行条例の起草にあたり、第一国立銀行設立の際にはその手続ならびに諸
条規等の事実上の作成者であり、三井小野両組にも知人が多く、総監役として最適任者であった。総監役の権限と義務

明治期の第一銀行と三井（山口）

第2表 明治6年（1873）6月第一国立銀行の役職員

役名	姓名
頭取（取締役）	三井八郎右エ門・小野善助
副頭取（取締役）	三野村利左エ門・小野善右エ門
検査掛（取締役）	斎藤純造
為替掛（取締役）	永田甚七
本店支配人	江林嘉平・松本常蔵
本店支配人兼録事	近藤軌四郎
本店副支配人（大蔵省出納掛）	脇田久三郎、山県平八
本店勘定方（大蔵省出納掛）	向井小右エ門、近藤忠義
本店帳面方	熊谷長太郎・野間益之助・本山七郎兵衛
本店書記役	細川晃南
大阪支店支配人	井口新三郎・岡田金右エ門
同勘定改役	石井与三次郎・津田文三郎
横浜支店支配人	鈴木利兵衛・戸倉孝三郎
神戸支配人	山中伝兵衛・斎藤要助

出所)「第一国立銀行株主初集会議決件々」(「銀行全書」-『日本金融史資料』明治 大正編 第三巻31~32頁所収)。

については、明治六年（一八七三）六月一日制定の「東京第一国立銀行申合規則増補」の第四二条以下に詳細に規定されているが、ここでは翌六月一二日に第一国立銀行と渋澤との間で結ばれた契約書によってその重要な条項の内容を示すと次のとおりである。⁽⁶⁾

一 渋澤は、総監役勤務中は取締役会議長の任をもち、議事を掌る権限を有する。

二 頭取・取締役・支配人は、今後銀行の業務について渋澤総監役から忠告告諭される場合は、よくその告諭にしたがい、みだりにこれを拒んだり、反抗したりしてはならない。

三 渋澤も総監役である以上は、常に銀行条例・成規・定款・申合規則等の諸規則を遵守し、誠意を以てその職務につくし、いささかも私利を營み、または依怙偏頗の行動があつてはならない。

四 総監役である渋澤は、銀行事務取扱時間中は必ず銀行に出勤し、その職務を取扱わなくてはならない。

五 渋澤へは、総監役勤務中は、給料として毎月三〇

○円を銀行から支給する。

波澤は総監役就任以後よく精励して同行の發展につとめたが、三井小野両組から出た頭取・副頭取・取締役等の役職者の多くは必ずしもそうではなかった。その上銀行と両組の業務が競合する場合もあつたし、両組が銀行から十分の担保を入れずに借り入れをしたり、借入金を期日までに返済しなかつたりすることもあったようである。波澤は、こうした状況について、明治七年末に紙幣頭得能良介にて提出した建白書の中で次のように述べている。

銀行ノ当務ハ、素ヨリ頭取支配人ノ任ニシテ、總監ハ其當否ヲ監スベシト雖モ、實際上ニ於テ、却テ稽延波瀾スルノ患アルヲ以テ、榮一常ニ其考案ヲ設テ、取締役ノ會議ニ附シ、而後、其事ヲ擧行セリ。故ニ明治六年八月、開業ヨリ今日ニ至ルマデ、凡ソ事、議案ヲ設テ、取締役ノ承認ヲ得ザルナシ。而テ議ヲ決シ事ヲ処スルハ、概々皆總監ニ帰ス。其頭取ノ如キハ、未ダ一日モ其事ヲ執ラズ、副頭取ノ如キモ、亦一月間僅ニ一两次來テ概要ヲ諮詢スルニ過ギズ。甚シキハ自家ノ事務ニ拮据シテ、銀行ト輸贏ヲ競フニ至ル。幸ニ二、三ノ取締役及以下ノ役員アリテ其任ヲ填スト云トモ、此輩モ亦多クハ両家ノ隸屬（従業者のこと：筆者）ニ出ヅルヲ以テ、常ニ掣肘ノ弊ナキヲ免レズ、名実ノ相称ハザル如此ク夫レ極マレリ。是レ榮一ノ不能、常ニ其匡正ヲ要シテ、未ダ之ヲ遂ゲルヲ得ザル所ナリ。

銀行ノ両家ト金幣貸借ヲ為スヤ、始メ、先ツ其約束ヲ定メテ之ヲ行フト雖モ、多クハ之ヲ踐テ其約ヲ遂ゲル能ハズ、嚴ナレバ之ヲ恨之、寛ナレバ之ニ狎レ、要スルニ、苟旦因依、其日ヲ送ルニ過ギズ。⁽⁸⁾

また明治八年（一八七五）三月に行われたお雇い外国人アラン・シャンドによる第一国立銀行検査の報告書によれば、三井・小野の両組は開業直前に同行からそれ二四万二〇〇〇円を無抵当で借り入れ、開業の時にいたるも小野組は返済せず、三井組も恐らく返済しなかつたであろうとされている。⁽¹⁰⁾

創立時の第一国立銀行は、以上のような状態であったが、関係者の努力により同行の営業も明治七年（一八七四）上半期頃にはようやく軌道に乗りはじめた。⁽¹¹⁾ そうした際に、同年一月、大株主の小野組が破綻した。破綻の理由は、よく知られているように、同組が各省及び府県の為替方として多額の官金を取扱い、それを自組の事業に流用して放漫經營をしていたところに、官金の回収不能をおそれた政府が、為替方担保増加令を出して七年二月には担保額を官金取扱額の三分の一とし、同年一〇月二二日にはそれを取扱額と同額に引き揚げ、さらに追加すべき担保を同年一二月一五日までに提出するよう厳命したからである。⁽¹²⁾ 三井組は、外国銀行（オリエンタルバンク）から借り入れをするなどして辛うじてこれに応ずることができたが、⁽¹³⁾ 小野組はできず、ついに破綻のやむなきにいたった。

小野組の破綻は、第一国立銀行に深刻な影響を与えた。同行の小野組への貸付は、同組系店支配人古河市兵衛名義の分を加えると一五六万八〇〇〇円余に及び、ほとんどが無担保の信用貸であった。井上馨から小野組危しの情報事を事前に知られた渡澤は、直ちに善後策に着手し、貸付に対する担保物件の獲得につとめた。小野組から提出された担保は、小野善助・小野善太郎及び古河市兵衛の所有する第一国立銀行の株券八四万円のほか、米・鉱産物・公債等に及んだ。⁽¹⁴⁾ 銀行では、大蔵省の指令を仰いだ後、株券を抵当の流込みとなし、米・鉱産物・公債等を売却処分に付した。それでもなお、数万円の欠損であったが、大蔵省から、小野組より押収したとみられる公債と通貨の若干が下付されたので、それをも消却の資にあてた結果、損金は一万九三三三円余となつた。そこで同行では、利息を含めて合計三万七五六円余を四六年賦で小野組に貸付けるという形にして、この一万九二三三円の損金の始末を終了した。⁽¹⁵⁾

このようにして第一国立銀行は、小野組への貸金については大した損失を受けずにすんだが、二大株主の一方が破綻したのであるから、他方の大株主たる三井組の勢力は一段と増大した。かくて早くも同じ七年一二月二〇日には、三井組支配人三野村利左エ門が第一国立銀行を同組の支配下におこうとして、総監査役渡澤栄一に対し次のような内容の提案

をするにいたつた。⁽¹⁾

一 第一国立銀行の株金高二五〇万円を一五〇万円に減ずる。

二 三井組としては、これまでの第一国立銀行株主と追々示談し、その持株をすべて三井組に譲り受けたことにしたい。

三 三井組の銀行増株元金は、三井組本店貸付方から確実な貸付を回わすつもりである。

四 渋澤氏の持株は一〇万円を限度としたい。

五 第一国立銀行の事務取扱いは渋澤氏に依頼し、月給や銀行益金の配当などはこれまで通り支給する。

六 これまで第一国立銀行で雇っていた手代については、さらに人選の上三井組に雇い入れ、以後は三井組で各人の等級を定めることにしたい。

七 第一国立銀行の益金配当はすべて三井組本店で受け取り、三井組の各支店から集まる配当金とともに残らず大元方へまとめ、三井組手代一同の配当にいたしたい。

八 大蔵内務両省の出納御用は第一国立銀行で相勤め、その他の各省や寮及び府県の御用は三井組ですべて取扱うこととする。そのため、お互いに御用向に差支えが生じないように、両者の間で約定を結んでおきたい。

九 第一国立銀行は、これまで通り海運橋兜町を本店とし、支店は大阪のみとしたい。

一〇 横浜及び神戸の支店は廃止し、この両所に引合いがあった場合は、三井組支店で取扱うことにしたい。取扱い金高が大金に及び、差支えをきたすことがあるかも知れないので、三井組出張店内の一ヵ所に金庫を設け、その鍵は本店で保管することにする。

一一 三井組本店及び各支店とも今般規則改正をし、各出張所並びにこれまでの貸出金等の取りまとめ方法につき、

大蔵省に検査を願い、わがままにならぬ方法を設ける所存である。

一二 第一国立銀行の家事取締について改正をいたしたい。

一三 第一国立銀行と三井組各出張所との為替取扱いの儀につき約定を設けたい。

一四 第一国立銀行及び三井組とも、なるだけ手広くせず、手堅く商売いたしたい。

一五 三井組では預り金があつた節は、残らず公債証書にしておき、貸付などはしないつもりである。

波澤は、これらの提案に対し、賛意を表した点もあるが、重要な点では反対し、むしろ第一国立銀行をして三井組の支配から脱せしめんとして、同月二五日次のような内容の回答をした。⁽¹⁸⁾

一 資本金を一五〇万円に減ずることは賛成である。但し、小野組貸付金の抵当分八四万円を消株し、残りの一六万

円は小野組から三井組に流れ込み、三井組の持株となつているものの中から消株いたしたい。

二 これまでの第一国立銀行株主の持株を三井組で引受けるの儀は、銀行を閉鎖しなくてはできかねることである。

但し、持株を売却したいものがあつたならば、三井組に回わすこととしたい。

三 この申出では、増株の額並びに抵当品を取調べらべの上、或いは可能かも知れないが、道理上は不都合のことと考える。

四 波澤は、現在自分名義の株四万九七〇〇円のほか、西川甫（第1表備考参照）の売株を引受けたのがあるが、持株をとくに一〇万円に限定される理由はない。

五 波澤としては、この銀行の事務を明年以降も引受けれるかどうかは、大体の意見が一致しない限り返答いたしかねる。

六 第一国立銀行にこれまで雇い入れていた手代を三井組で雇い入れるとは、どんな都合によるのか。銀行と三井組

とは別箇の存在であるのを、明年からは両者を混同するつもりであるのか。御考えは了解いたしかねる。

七 この申出でも前条と同様不都合である。しかし、私としては、明年から銀行の配当規則を少々改正したいと思っている。

八 第一国立銀行の取扱いは大蔵内務両省だけと、三井組から制限される理由は毫もない。小野組閉店のため、諸県の分などで求めずして御用を承っているところもある。これらの御用を銀行がするのは当然である。

九 第一国立銀行としては、本店を海運橋兜町に据えおき、支店を大阪・横浜両店にいたし、西京（京都）・神戸の両店を廃止するつもりである。

一〇 横浜支店は存置する。西京・神戸は三井組と約定して御用為替だけ取扱うことにしたい。金庫設置の件は「無用の手数」と考える。

一一 三井組本支店改正の儀は賛成である。しかし、大蔵省の検査を願う前に「諸帳面計表拝之順序銀行拝之振合」について伝習を受けた方がよいと考える。

一二 第一国立銀行の家事取締については、随分と配慮したのであまり改正する点はない。もつとも、諸掛については少々規則を設けたいところがあり、役員などの等級月給などについても多少改正したいところがある。そのほか、お心づきのことがあつたら申し聞かして頂きたい。

一三（回答なし）

一四 第一国立銀行及び三井組ともなるべく手広くしないとの儀は同感である。たゞ、仕事に制限なく、手広くしないといつても仕方がないので、何事は何様の方法、何事は何限と追々制限を設けることにしたい。銀行の方は、明年来諸制限を設けたいので、なお打合せをいたしたい。

一五 預金を公債証書にしておく件も賛成である。しかし、銀行の当坐口などはそのようにはならず、その時々都合によって処理することにしたい。

波澤は、三野村にこうした回答をするとともに、同年一二月末日付で紙幣頭得能良介に建白書を上呈して、

「……今日ノ実際ヲ論ズレバ、此銀行（第一國立銀行のこと…筆者）ハ全ク三井一家ノ別店ニ比シク、其役員ノ如キモ多クハ其隸属（従業員のこと…筆者）ニ出ヅルヲ以テ、縦令株主ノ衆議ニ出テテ其事務ヲ処分スル名アリト雖モ、其約束ヲ嚴正ニシテ、之ヲ踐行スルノ実ナケレバ、百事三井ノ考案ニ帰セザルヲ免レズ。是レ銀行ノ三井ト相狎レテ其私ヲ嘗ムニ非ザルモ、實際ニ於テハ必ず其弊ナキヲ保セズ。苟モ然ラバ、條例成規ハ只空構虚設ニ属シ、向來ノ実務、必ス成規ト背馳スペキハ榮一が予メ深ク之ヲ苦慮スル所ナリ。故ニ今此銀行ヲ永続シテ、将来ノ確実ナランコトヲ要セバ、更ニ其約束ヲ設立シ、其方向ヲ明晰ニシテ相待テ相博ラザルノ制ナクレバアル可ラズ。而テ其要ヲ提シテ成ヨ督スルハ、閣下ノ保護ヲ依頼スルニ非レバ決シテ之ヲ実践スルヲ得ズ」⁽¹⁹⁾云々

と第一國立銀行の内部事情を開陳し、次のような内容の改正事項をあげて得能の支援を求めた。⁽²⁰⁾

- 一 総株高二五〇円のうち一〇〇万円を減すること
- 二 当季は損失勘定であるが、了承願いたいこと
- 三 銀行と三井との取引を一般の方法に改めること
- 四 銀行貸付金の方法を改めること
- 五 銀行の支店を減少すること
- 六 銀行の諸役員を転免し、「申合規則増補」を更正すること
- 七 大蔵省御預り金取扱規則の更正を願うこと

八 定期当坐預り金の定度を立てること

九 発行紙幣準備金の減少を再願すること

得能は、八年（一八七五）一月八日、これを大藏省主脳部に上申したが、主脳部では、第一国立銀行の内部事情を考慮してなかなか結論を出さなかった。そこで得能は、御雇外国人アラン・シャンドをして同行の内情を調査せしめ、その報告書とともに再び申請書を本省に提出して、（一）銀行と三井組との区域を明らかにすること、（二）従来小野組の出資していた株金高を資本金中から除去して減資を実行せしめること、（三）総監役を廃し、渋澤栄一を頭取に据える儀を株主に勧奨することの三ヵ条の対策を進達した。⁽²¹⁾これに対し、本省では同年五月二十五日裁可の方針を打ち出し、六月二十七日紙幣頭得能良介の名を以て第一国立銀行に対し次のことを達した。

其銀行營業ノ順序処務ノ頤末ニ至ルマデ己ニ此程嚴密ノ検査ヲ遂ゲ候処、行務一般大概其緒ニ就キ、百事稍其整頓ヲ見ルニ立至候得共、其營業ノ進歩猶未ダ渋縮ノ憂ナキヲ保チガタキ次第モ有之、一体銀行創業ノ際ニ於テハ、無拠情勢モ有之、旁諸事其銀行ノ申請ニ任セ、其形據置タル事ニ候得共、其銀行營業ノ興廢ハ畢竟其役員等専心行務ニ從事シテ以テ協心戮力ノ有無ニ依リ候義ニ有之、然ルニ猶從前ノ如ク姑息ノ協議ヲ主張シ、情誼ニ拘泥シ、依然トシテ虚位ノ役員ヲ要候様ニテハ、自然亦行務ノ進歩營業ノ盛大モ期シ難キ義ニ可有之、營業盛大ナラザル時ハ隨テ株主等ノ迷惑ヲ來タザルヲ不得義ニ候得ハ、自今役員中ハ勿論株主一同能々茲ニ注意シ、歐米各國銀行役員選挙ノ次第ヲ懇察シ、從來姑息ノ陋弊ヲ脱却シ、今後條例成規ノ本旨ニ準拠シ、申合規制改正及營業ノ目的ヲ確立シ、改正ノ義詳細取調ノ上夫々開申可致、此旨更ニ相達候事。

この達しに対し、第一国立銀行では同八年八月一日株主臨時集会を開き、次のような内容の八項目にわたる改正案を可決するとともに、⁽²³⁾総監役を廢止して渋澤栄一を取締役頭取に選出した。⁽²⁴⁾

一 資本金を二五〇万円より一五〇万円に減資すること。

二 発行紙幣金貨交換の制を改正すること

三 得意先当座取引を厳正にし、従来三井組に対し許容してきた特例を廃すること

四 貸付金の方法を厳正にすること

五 為替事務を拡張すること

六 官府の金銀出納取引規則の改正を願うこと

七 別紙に示した損益計算について了承を受けること。

八 銀行役員については名実相適う取締役を選出し、申合規則を改正すること
ちなみに、第三項の三井組との取引を特別扱いにせず、一般の仕方に改める件については、改正案で次のように述べ
られている。

従来三井組は銀行の大株主なるがゆゑに特別の待遇を与へ、貸金は無抵当にして、且預り金には利息を増し（一般は年二歩四厘、三井組は年三歩六厘）、又其振出手形も正金として之を受取り、五日乃至十日は取付を猶余したれども、爾來其貸出は都て抵当を要し、預り金の利息は一般の規定に従ひ、振出手形は即日又は翌日には之を取付くる事と為すべし。⁽²⁶⁾

このように改革が行なわれたが、しかし当時の第一國立銀行は、第3表にみるよう、取締役も七名中五名までが三井同苗及び三井組従業者によって占められ、三井以外の取締役は渋澤栄一と西園寺公成の二名にすぎなかつた。支配人も三井組の松本常蔵であつた。また、最大の株主は三井組で、その持株は三井銀行分を含めると、明治九年九月末現在で全体の六七%に及び、頭取渋澤栄一の持株は一六%にすぎなかつた。当時の第一國立銀行の実情は、なお「三井一家ノ別店」の域を脱していなかつたといえよう。

第3表 明治9年(1876)9月末第一国立銀行の株主と役職者

株主名	住所	所有株数		役職	備考
		実数	%		
(三井系)					
三井八郎右エ門	京都	7,000	46.6	取締役	高福(北家)
三井三郎助	"	1,000	6.6		高喜(小石川家)
三井元之助	"	500	3.3	取締役	高生(伊皿子家)
三井源右エ門	"	300	2.0		高辰(新町家)
三野村利左エ門	東京	500	3.3	取締役	三井組支配人
西邑扁四郎	大阪	310	2.1		三井銀行監事
今井友五郎	東京	300	2.0		三井銀行監事
永田甚七	"	103	0.7	取締役	三井組役員
斎藤純造	"	91	0.6	取締役	三井組役員
松本常蔵	"	50	0.3	本店支配人	三井組役員
小計		10,154	67.7		
(渋澤その他)					
渋澤栄一	東京	2,481	16.5	頭取	
五代友厚	"	487	3.2		
西園寺公成	"	173	1.2	取締役	愛媛県士族
島田八郎左エ門	京都	100	0.6		島田組
渋澤喜作	東京	50	0.3		栄一の従兄弟
その他		1,555	10.4		
小計		4,846	32.3		
総計(115人)		15,000	100.0		

出所)「第一国立銀行創立証書 明治九年」(『渋澤栄一伝記資料』第四巻243~248頁所収)

及び『三井事業史』本篇第二巻756~757頁所収の「三井家略系図」により作成。

注) 1株の額面価100円。

3 三井銀行の創立と第一國立銀行

一方、明治九年（一八七六）七月には三井銀行が設立され、営業を開始した。資本金二〇〇万円、これを二万株に分け、うち一万株は旧三井大元方が、五〇〇〇株は三井同苗九家がそれぞれ持ち、残りの五〇〇〇株は旧三井組の従業員が引き受けた。⁽²⁷⁾ その内訳をみると第4表のとおりである。役職者には総長に惣領家の三井八郎右エ門高福が、総長代理副長に三井組総支配人の三野村利左エ門が、副長に三井三郎助高喜が、監事に三野村利助（利左エ門の養子）・西邑庸四郎・今井友五郎の三名が選ばれた。

三井銀行の設置にあたって三野村利左エ門が強く懸念したのは、銀行の設立を機に三井組の官金取扱いが停止され、預り金の即納を命ぜられることであった。これより先の九年二月には、政府によって第一國立銀行による大蔵省その他⁽²⁸⁾ の官金取扱いが停止され、それを政府の直扱いにする方針が打ち出されたので、三井組による官金の取扱いも停止となるおそれが多くなった。ちなみに、三井組では明治九年度において「総預り金千百九十八万円余の内、政府預金四百四拾七万円余を算し、六省、一使、三府拾七県及び裁判所、四税関に亘りて、広く官金の取扱いを為し」⁽²⁹⁾ ていた。従つて、官金の取扱いが停止されると、新設の三井銀行の営業も困難となることは必至であった。そこで三野村は、大蔵当局に働きかけて、官金取扱いの停止を延期するよう懇願した。大蔵卿大隈重信も、小野島田両組亡き後の三井組の重要性を認め、三野村の願いを容れ、三井銀行の設立に理解を示した。⁽³⁰⁾ かくて三井組は、かねてからの意願であった自らの銀行をようやく持つことができたのである。

三井銀行の設立により、三井組にとって第一國立銀行を自己の支配下におく必要性は減少した。かかる点で、第一國立銀行にとつても、三井銀行の創設は歓迎すべきことであったといえよう。もちろん、両行は、営業面では互に有力な競争相手であった。たとえば、第一國立銀行は明治九年（一八七六）八月、仙台及び石巻に出張所を開設して三陸地方

第4表 明治9年(1876)4月三井銀行の株主と役職者

株主名	所有株数	同金高	役職	住所	備考
旧三井組大元方	10,000	1,000,000 円		東京	
三井八郎右エ門	700	70,000	総長	京都	北家(高福)
三井三郎助	700	70,000	副長	"	小石川家
三井元之助	700	70,000		"	伊皿子家
三井源右エ門	700	70,000		"	新町家
三井八郎次郎	700	70,000		"	南家
三井宸之助	700	70,000		"	室町家
三井次郎右エ門	300	30,000		"	高朗(高福の長男)
三井篤次郎	250	25,000		松坂	永坂家
三井則右エ門	250	25,000		"	松坂家
小計	5,000	500,000			
三野村利左エ門	500	50,000	総長代理	東京	
三野村利助	100	10,000	副長 監事	"	
西邑扁四郎	50	5,000	"	大阪	
今井友五郎	100	10,000	"	東京	
中井三平	100	10,000		京都	
斎藤五郎	100	10,000		東京	
斎藤専蔵	80	8,000		"	
斎藤純造	75	7,500		"	
永田甚七	60	6,000			
その他	3,835	383,500			364人
小計	9,000	500,000			
合計	20,000	2,000,000			383人

出所) 「三井銀行創立証書」(三井文庫所蔵 別2619,『三井事業史』資料篇三 5~16頁)。

における米穀荷為替業務の発達をはかっているが、三井銀行も亦三井物産との協力のもとに、同じ九年一月に、宮城・岩手・青森その他各県で貢米荷為務業務を展開している。⁽³¹⁾⁽³²⁾

明治期の第一銀行と三井（山口）

- (1) 『第一銀行史』上巻八九〇～九〇〇頁。
- (2) 同上書上巻九〇〇頁。
- (3) 龍門社編『波澤栄一伝記資料』第四巻六一～六七頁。
- (4) いまのところ三井組の共有であったことを示す直接の資料には接していない。後考をまつ。
- (5) 小野善右エ門は小野組の支配人。旧姓西村勘六。明治四年西村善右エ門と称し、つづいて長女に養子をもつて西村家を相続させ、自らは主家の姓を名乗って、小野善右エ門と称した。（宮本又次『小野組の研究』第四巻五八五頁）
- (6) 『波澤栄一伝記資料』第四巻一五〇～六七頁。
- (7) 同上書第四巻二〇〇～二二二頁。
- (8) 『得能良介君伝』一二二二～一二三三頁。
- (9) アラン・シャンドの検査報告書は『第一銀行史』上巻一一五〇～一三五頁に収録されている。
- (10) 『第一銀行史』上巻一九〇頁。
- (11) 同上書上巻一八七頁。
- (12) 同上書上巻一八九〇～一九〇〇頁。
- (13) 石井寛治『銀行創設前後の三井組』（『三井文庫論叢』第一七号）。
- (14) 『波澤栄一伝記資料』第四巻一一〇頁の註参照。
- (15) 同上書第四巻八四頁。
- (16) 『第一銀行史』上巻一九四〇～一九五頁。
- (17) 大蔵省所蔵「松方文書」（『波澤栄一伝記資料』第四巻一三九〇～一四〇頁）。
- (18) 「松方文書」（『波澤栄一伝記資料』第四巻一四〇〇～一四一頁）。

- (19) 『得能良介君伝』一一四～一二五頁。この建白書の日付は明治七年一月三一日となっているが、実際に提出されたのは翌八年一月四日であった。(『波澤栄一伝記資料』第四巻一五〇頁註)。
- (20) 『得能良介君伝』一二六頁。
- (21) 同上書一二二頁。
- (22) 同上書一二五～二三六頁。
- (23) 明治八年八月一日「第一國立銀行臨時集会決議之件々」(『波澤栄一伝記資料』第四巻一七一～一七七頁)。
- (24) 「第一國立銀行半券実際考課狀」明治八年下期(『波澤栄一伝記資料』第四巻一八五頁)。
- (25) 『第一銀行史』上巻一〇〇頁。
- (26) 西園寺公成は伊達宗城の家臣であり、波澤は大蔵省時代に伊達宗城の部下であった。そうした関係から西園寺は第一國立銀行の株主となり、さらに有力な役員となつたようである。(加藤後彦・大内力編著『國立銀行の研究』二七頁)。
- (27) 三井組大元方や三井家同苗がどのようにして三井銀行株金を調達したか等については、三井文庫編『三井事業史』本篇第二卷一〇七～二一〇頁参照。
- (28) 『波澤栄一伝記資料』第四巻一二〇頁以下参照。
- (29) 『得能良介君伝』二七一頁。
- (30) 『三井事業史』本篇第二巻一九三～一九五頁。
- (31) 『波澤栄一伝記資料』第四巻一二三～一二三九頁。
- (32) 『三井事業史』本篇第二巻二六一～二六七頁。

二 明治前期の第一國立銀行と三井

1 明治一〇年代

第5表にみるように、明治一〇年代前半までは三井組はいぜん第一國立銀行の最大株主で、その持株高は全体の六〇

明治期の第一銀行と三井（山口）

第5表 明治10年代（1877～1886）第一国立銀行の株主と役職者

株主名	明治10年6月末			同15年6月末			同19年6月末			住所	備考
	株数	%	役職	株数	%	役職	株数	%	役職		
(三井系)											
三井八郎右エ門	7,000	46.7	取締役	5,000	33.3	取締役	5,000	33.3	取締役	京都	高福・高朗（北家）
三井三郎助	1,000	6.7		1,000	6.7		1,000	6.7		"	小石川家
三井八郎次郎	—			100	0.7	取締役	100	0.7	取締役	"	南家
三井元之助	500	3.3		90	0.6		90	0.6		"	伊皿子家
三井源右エ門	300	2.0	取締役	—			—			"	新町家
三野村利左エ門	300	2.0		—			—			東京	三井組支配人
三野村利助	—			500	3.3		200	1.3		"	三井組役員
永田甚七	102	0.7	取締役 支配人	—			—			"	"
永田清三郎	—			70	0.5		70	0.5		"	
斎藤純造	78	0.5	取締役	78	0.5		—			"	三井組役員
西邑扁四郎	—			—			540	3.6		"	三井銀行監事
今井友五郎	148	1.0		182	1.2		182	1.2		"	"
益田 孝	—			60	0.4		60	0.4		"	三井物産役員
小計	9,478	63.2		7,080	47.2		7,242	48.3			
(渋澤その他)											
渋澤栄一	2,038	13.6	頭取	1,950	13.0	頭取	2,312	15.4	頭取	東京	
西園寺公成	536	3.6	取締役	570	3.8	取締役	718	4.8	取締役	"	
深川亮蔵	500	3.3		500	3.3		500	3.3		"	
五代友厚	487	3.2		487	3.2		—			"	
渋澤喜作	120	0.8		100	0.7		—			"	栄一の従兄弟
その他	1,841	12.3		4,313	28.8		4,228	28.2			
小計	5,522	36.8		7,920	52.8		7,758	51.7			
総計	15,000	100.0		15,000	100.0		15,000	100.0			
株主総数	151人			322人			328人				

出所) 第一国立銀行各季「半季実際考課状 株主姓名表」(第一勧業銀行所蔵) 及び『三井事業史』本篇第二巻所収の「三井家略系図」により作成。

注) 1株の額面価100円。

第6表 明治10年代（1877～1886）第一国立銀行の役職者

役 職	明治10年上期	同下期	明治11年上期	同下期	明治12年 上期～14 年上期	明治14年 下期	明治15年上 期～18年上 期	明治18年 下期	明治19年上 期～同年下期
取締役頭取	渋澤栄一	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
取締役	三井八郎右エ門 (高福)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	三井八郎右エ門 (高朗)
取締役	三井元之助	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
取締役	西園寺公成	同左	三井八郎次郎	同左	同左	同左	同左	同左	同左
取締役	齊藤純造	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
取締役	永田甚七	同左	同左	同左	同左	同左	佐々木勇之助	須藤時一郎	
取締役兼支配人									
支配人								同左	同左

出所)『第一銀行史』上巻433～434頁、547～548頁により作成。

第7表 明治10年代三井物産

年 末	三井銀行当座 通帳高	第一國立銀 行當座 通帳高	
		国内借入高	国外借入高
明治10年 (1877)	69,900	113,324	
11年	123,235	62,429	
12年	71,677	198,713	
13年	107,053	37,081	
14年	115,072	70,818	
15年	93,189	68,464	
16年	120,843	25,177	
17年	95,526	39,432	
18年 (1885)		30,708	

出所) 三井物産会社各年度「總勘定書」(三井文庫所蔵、物産529-1～物産537-1)により作成。

%余に及んでいた。役職者も第6表に示したように、頭取を除く取締役の大部分および支配人は三井組の占めるところであつた。だが、10年代の後半になると、三井系の持株高は全体の五〇%を割り、役職者も三井組幹部の齊藤純造・永田甚七などが姿を消し、須藤時一郎・佐々木勇之助ら三井系ではなく第一銀行系とでもいふべき人々が登場するようになる。

また、三井系の事業たとえば三井物産会社にて、第一

国立銀行は第7表にみられるように三井銀行とならんで国内面での重要な借入先であったが、一〇年代の後半になるとその借入高はかなり減少するようになる。

このように、明治一〇年代後半になると、第一国立銀行内における三井の勢力はやや後退しあじめるが、それでもなお最大の株主であった。

2 明治二〇年代前半

第8表によると、明治二〇年代前半においても、第一国立銀行における三井の持株比率はひきつづき四九%余を占め、ことに惣領家たる三井八郎右エ門家の持株高は、高朗分・高棟分を合すると三四%に及んでいる。これに対し、頭取渋澤栄一の持株高はいぜん全体の一〜一四%にすぎない。しかし、役職者については、三井系の取締役は南家当主の三井八郎次郎一名となり、頭取渋澤栄一以下取締役西園寺公成・同須藤時一郎・支配人佐々木勇之助は第一銀行系ともいいうべき人々であった。ちなみに、渋澤栄一は、明治二三年（一八九〇）一月に益田孝・三野村利助とともに三井銀行の相談役に⁽²⁾、二四年一二月からは三井家仮評議会の委員になっている。⁽³⁾

そのほか、この時期（明治二一年上期～二四年下期）の第一国立銀行の「株主姓名表」で注目されるのは、三井系の株主名の大部に、これまでとちがって「三井組」または「三井銀行」なる肩書がつけられている点である（第8表参照）。肩書のないのは、三井源右エ門と三井八郎次郎の両名にすぎず、そのうち三井源右エ門の方は肩書のあるのとなりのと二通りある。いま一つ注目される点は、「株主姓名表」（第8表）では三井同苗の住所のほとんどが、明治二三年（一八九〇）下期以降京都から東京に変わっていることである。（三井八郎次郎家だけは明治二九年下期から東京に変更）

なぜそうなったのか。まず東京移転であるが、それについては明治一九年（一八八六）頃から始まった三井の家政改革についてふれなくてはならない。家政改革の論議は、三井同苗側のイニシアチブのもとに進められ、一九年七月には

第8表 明治20年代前半（1887～1891）第一国立銀行の株主と役職者

株主名	明治21年6月末		同23年6月末		同24年12月末		住所	役職	備考
	株金額	%	株金額	%	株金額	%			
三井組	円 750,000	33.3	円 750,000	33.3	円 750,000	33.3	明治23年上期まで京都、以後東京		北家
三井高朗							"		
同	15,000	0.7	15,000	0.7	15,000	0.7	"		北家（高棟）
三井八郎右エ門									
同 三井高喜	150,000	6.7	150,000	6.7	150,000	6.7	"		小石川家
同 三井三郎助	15,000	0.7	15,000	0.7	15,000	0.7	"		"（高景）
同 三井元之助	15,000	0.7	15,000	0.7	15,000	0.7	"		伊皿子家
同 三井高保	15,000	0.7	15,000	0.7	15,000	0.7	"		室町家
同 三井源右エ門	15,000	0.7	—	—	—	—	"		新町家
三井源右エ門	—		16,250	0.7	16,250	0.7	"		"
三井八郎次郎	15,000	0.7	15,000	0.7	17,500	0.8	19年下期より東京	取締役	南家
三井銀行	83,500	3.7	78,300	3.5	78,300	3.5	東京		
西邑扇四郎									
同 今井友五郎	37,500	1.7	37,500	1.7	37,500	1.7	"		
同 石川良平	9,300	0.4	9,300	0.4	9,300	0.4	"		
小計	1,120,300	49.8	1,116,350	49.6	1,118,850	49.7			
渋澤栄一	315,550	14.0	254,200	11.3	259,800	11.5	東京	頭取	
西園寺公成	89,300	4.0	82,700	3.7	77,850	3.5	"	取締役	
深川亮蔵	71,500	3.2	59,900	2.7	—	—	"		
渋澤篤二	—		50,200	2.2	50,200	2.2	"		栄一の長男
佐々木勇之助	—		—		5,500	0.2	"	支配人	
日下義雄	—		—		4,650	0.2	"		
須藤時一郎	—		—		4,500	0.2	"	取締役	
その他	653,350	29.0	686,650	30.5	728,650	32.4			
小計	1,129,700	50.2	1,133,650	50.4	1,131,150	50.3			
総計	2,250,000	100.0	2,250,000	100.0	2,250,000	100.0			
株主総数	428人		487人		555人				

出所) 第一国立銀行各期「半季実際考課状 株主姓名表」(第一勧業銀行所蔵) 及び『三井事業史』本篇第二巻所収の「三井家略系図」により作成。

注) 1株の額面価100円。

「同苗一致決心誓約書」が作成されたが、その冒頭には次のように記されている。

同苗一致決心如左

- 一 京都ヲ以三井家營業根本地ト確定候事
- 一 在西京ノ同苗、家族不殘東京ニ引移候事
- 可成本年中ニ引移ルヘシ、若事故有テ遅々スルモ、來二十年中ヲ過スヘカラス
- 病人老人等遠旅ニ不堪モノハ、其理由ヲ正シ特別評議ニ定ル事(4)（以下略）

この決定により、三井同苗のほとんどは明治一〇年頃に京都から東京に移転した。その結果、第一國立銀行の「株主姓名表」の住所も大部分が明治二三年下期から東京に変更されたと思われる。

また、右の「同苗一致決心誓約書」について、同じ明治一九年に作成された「三井家申合家則案」では三井同族の財産を次の三類に分けている。

一類財産 非常の場合以外手をつけることをしない不動の財産。公債証書、第一國立銀行株券を以てこれにあてる。

二類財産 不動産、公債証書、政府の特別の庇護のもとにある銀行会社の株券で、これから生ずる収益を以て大元方の諸経費を賄う。

三類財産 三井銀行株券。

一類・二類の財産は三井同族の共有財産、三類のみが三井各家（總本家一、本家五、連家二）の「私産」として家格によつてそれぞれの持分が定められる。一類・二類の財産も三類と同様の持分比率によつて各家の持分が定められるが、これは分割を許さない、名目上のものにすぎない。三類の三井銀行株にても、各家が自家の所有株を勝手に売買

第9表 明治19年(1886)三井家「家則改正案」における一類財産

一類財産	
六分金禄公債証書	595円
七分金禄公債証書	1,410
同	75,300
同	32,300
旧公債証書	40,000
第一国立銀行株 1,700株	340,000
正 金	6,198

(出所) 三井文庫所蔵 小石川家書類(『三井事業史』本篇第二巻426頁)による。

第10表 明治19年上期三井同苗所有の第一国立銀行株

株 主 名	所有株数	同株金額
三井高朗(北家)	5,000株	500,000円
三井三郎助(小石川家)	1,000	100,000
三井八郎次郎(南家)	100	10,000
三井元之助(伊皿子家)	90	9,000
合 計	6,190	619,000

(出所) 第一国立銀行明治19年上期「半季実際考課状、株主姓名表」(第一勸業銀行所蔵)による。

することは禁ぜられており、各家が自由に処理できるのは所有株から生ずる配当のみとされた。⁽⁵⁾

この家則案によれば、第一国立銀行株は一類財産すなわち三井同族の共有財産で、家格によって各家の持分が定まつていても、それは分割の許されない、名目上のものとされた。しかし実際は、共有財産としての第一国立銀行株の他に、個人有のそれも或る程度あったのではないかと思われる。三井文庫所蔵史料によって作成された

「明治19年家則改正案における財産区分表」(第9表)によれば、一類財産として計上されている第一国立銀行株券は一七〇〇株、三四万円である。一方、同じ19年上期の第一国立銀行「半季実際考課状」によると、三井同苗の所有株は第10表に示したように合計六一九〇株、六一万九〇〇〇円であり、同年下期の場合もこれと全く同様である(同一九年下期株主姓名表)。金額は一方が時価、他方が額面価であるので比較できないが、株数は一七〇〇株に対し六一九〇株で、共有財産として計上されている分の方がはるかに少ない。いつもこうした割合であったかどうかはなお検討の余地があるが、共有財産として計上された分がかなり少なかつたことはほぼ確実であろう。こうした実状であったので、前記の三井家申合家則案で、第一国立銀行株は共有財産である旨を改めてはっきり規定したものと思われる。

れる。それをうけて、第一国立銀行の「株主姓名表」でも、明治二一年頃から三井同苗の所有株にはとくに「三井組」の肩書きがつけられたのではないかと思う。

- (1) 永田甚七は明治一四年一一月に、斎藤純造は同一八年一二月に没した。
- (2) 『三井事業史』資料篇三 一五一頁。
- (3) 同上書資料篇三 一七五～一七六頁。
- (4) 同上書資料篇三 一三六頁。
- (5) 同上書本篇第一巻四二六～四二七頁。

三 明治後期の第一国立銀行・第一銀行と三井

1 明治二〇年代後半

第11表にみるように、明治二〇年代後半になつても、三井はいぜん第一国立銀行の大株主で、その所有株は全体の四五%ないし五〇%を占めており、頭取渋澤栄一の持株は一〇%ないし一二%にすぎない。しかし、三井側の役職者としては前期にひきつづき三井八郎次郎が取締役に就任しているだけで、頭取渋澤栄一以下取締役西園寺公成・同須藤時一郎・同佐々木勇之助・支配人熊谷長太郎らはいざれも第一銀行系とでもみるべき人々であった。なお、渋澤栄一は明治二六年（一八九三）末から三井同族会の顧問に就任している。⁽²⁾

次に、同じ第11表によつて三井系の株主をみると、明治二五年上期から二六年上期までは三井銀行分・三井組分・三井各家分の三類に大別できる。前記したように、明治二〇年代の前半には「三井組」または「三井銀行」を肩書きした

第11表 明治20年代後半（1892～1896）第一国立銀行の株主と役職者

株主名	明治25年 6月末		同26年6 月末		同26年12 月末		同28年6 月末		住所	役職	備考
	株数	%	株数	%	株数	%	株数	%			
三井銀行	10,621	23.6	9,621	21.4	19,214	42.7	18,774	41.7	東京		
三井組三井高朗	5,100		5,399		—		—		東京		北家
同 三井高喜	2,800		2,800		—		—		"		小石川家
同 三井高保	210		210		—		—		"		室町家
同 三井元之助	200		200		—		—		"		伊皿子家
同三井八郎右エ門	200		200		—		—		"		北家 (高棟)
同 三井三郎助	200		200		—		—		"		小石川家
三 井 組	1,783		2,783		—		—		"		
小 計	10,493	23.3	11,792	26.2	—		—				
三井八郎次郎	350		350		750		750		東京	取締役	南家
三井源右エ門	325		245		—		—		"		新町家
三井高喜	200		200		200		—		"		小石川家
三井三郎助	100		100		100		300		"		小石川家 (高景)
三井高保	100		100		—		—		"		室町家
三井八郎右エ門	100		100		100		100		"		北家
三井元之助	100		100		500		500		"		伊皿子家
三井守之助	—		—		—		80		横浜		鳥居坂家
小 計	1,275	2.0	1,195	2.7	1,650	3.7	1,730	3.9			
三 井 系 計	22,389	49.7	72,608	50.2	20,864	46.4	20,504	45.6			
渋澤栄一	5,324	11.8	5,399	12.0	5,314	11.8	4,866	10.8	東京	頭取	
有終会会長 渋澤栄一	—		—		600		1,412		"		
渋澤篤二	1,004		1,004		1,004		1,079		"		栄一長男
西園寺公成	1,557		1,477		1,782		1,477		"	取締役	
佐々木勇之助	110		110		120		120		"	取締役	
須藤時一郎	70		100		90		60		"	支配人	
熊谷長太郎	—		—		67		71		"	支配人	
その他	14,526		14,302		15,159		15,411				
小 計	22,611	50.3	22,392	49.8	24,136	53.6	24,496	54.4			
総 計	45,000	100.0	45,000	100.0	45,000	100.0	45,000	100.0			

出所) 第一国立銀行各期「半季実際考課状 株主姓名表」(第一勧業銀行所蔵)等により作成。

明治期の第一銀行と三井（山口）

第12表 明治25（1892）12月末三井組所有株式勘定

株式名	株数	株価額	備考
三井銀行株	15,000	1,500,000円	
日本鉄道会社株	2,999	149,950	
同上	333	9,990	1株に付30円払込
第一国立銀行株	12,030	958,885	
利根運河会社株	100	7,000	
日本銀行株	1,000	270,000	
三井鉱山会社		2,000,000	資本金

出所) 三井文庫所蔵史料(追 843)。

第13表 明治25年(1892)下期第一国
立銀行三井所有株

株主名	所有株数
三井組 三井高朗	5,100株
三井組 三井高喜	2,800
三井組 三井高保	210
三井組 三井八郎右エ門	200
三井組 三井三郎助	200
三井組	2,783
小計	11,293
三井八郎次郎	350
三井源右エ門	245
三井高喜	200
三井三郎助	100
三井高保	100
三井八郎右エ門	100
三井元之助	100
小計	1,195
合計	12,488

出所) 明治25年下期第一國立銀行「半季
實際考課狀 株主姓名表」(第一勸業
銀行所蔵)による。

ものがほとんどであったが(第8表)、後半に入るとそれらのはか單なる「三井組分」もあらわれる。また一方では三井各家の分が出現する(第11表)。すべてを三井組の共有財産にしてしまうことを避け、三井各家がそれぞれわざかづ公式に個人分をもつようになったのではないかと思われる。さらに、明治二〇年代前半には三井銀行を肩書にしたものがあつたが、後期からはそうちしたものはなくなり、すべてが三井銀行分となる。いま、第11表から明治二六年(一八九三)上期末を採ってこの三類の比率をみると、三井銀行分二一・四%、三井組分二六・二%、三井各家分二・七%、計五〇・二%である。

なお、三井文庫所蔵史料によると、明治二十五年一二月末の三井組所有の第一國立銀行株は、第12表に示したように一二、〇三〇株である。これに対し、同じ二五年下期の第一國立銀行『半季實際考課狀 株主姓名表』に記載された三井組所

第14表 明治26年(1893)7月三井組より三井銀行
への有価証券売却高

有価証券	数量	売却額
第一國立銀行株	12,110 株	1,092,927.50 円銭
日本鐵道公社旧株	2,999	348,633.75
日本鐵道公社新株	333	31,218.75
日本銀行株	1,000	333,500.00
整理公債証書	42,900円	46,160.40

出所)「其他大元方宛三井組届書」(三井文庫所蔵 追
1747)。

有高は第13表にみるように一、二九三株であり、前者に比し逆にやや少ないが、それでも両者の間には明治一九年当時のような開きはなくなっている。ちなみに、同じ二五年下期の三井同苗の個人名義分は一、一九五株であった(第13表)。ここで再び第11表にもどつて後半をみると、明治二六年(一八九三)下期には三井組の所有株が全部なくなり、ほぼその分だけ三井銀行の所有分が増加し、二八年上期にいたつてある。これは、二六年七月、三井物産会社の合名会社になるための資本金一〇〇万円を調達し、併せて三井鉱山出資のための借入金を返済する目的で、三井組がその所有する第一國立銀行株券及びその他の有価証券を三井銀行に売却したためである。⁽³⁾ その時の有価証券売却高をみると第14表のとおりで、三井組所有の第一國立銀行株のほとんど全部が三井銀行に売却されたことがわかる。

以上のはか、明治二十四年(一八九一)秋から二十五年前期の頃、三井銀行理事中上川彦次郎によって、第一國立銀行に対し強い圧迫が加えられたことがあつたので、次にそのことについて述べておこう。

当時第一國立銀行の取締役支配人であつた佐々木勇之助(第二代目第銀行頭取)は、昭和一年(一九三六)一月一九日に開催された同氏を囲む座談会の席上でその点について次のように語つてゐる。

佐々木氏 当時の三井は、小野組が潰れましてから、第一銀行の株を三分の一以上持つてゐたのです。その株を一方から売る、一

方からは吾々第一銀行に居る者を入れ替へ度いと云ふ考があつた様でしたから、此勢ぢや追出されるかも知れぬと云ふ風であつた……。

石井氏（石井健吾、第三代目）其時なのですか。三井銀行と一緒にでもするやうな目論見が中上川さんにはつたのは……。

佐々木氏 一緒にする目論見がありましたかどうか知りませぬが、兎に角三井銀行が大部分の株を持つてゐた……。其株をどうか買って呉れと云ふことを迫つて來たのです……。

明石氏（明石景男、第一銀行四代目頭取）それは色々うるさい事を中上川さんが云つてきたでせう。

佐々木氏 実際斯う云ふこともあつたのです……。吾々が支配人をして居つた時分、三井では中上川さんが入つて来て（中上川の入行は明治二四）、益田さん（益田孝）の勢と云ふものがずっと中上川さんに圧せられた。益田さんが来て、今の支配人やなにかを替へたらどうかと云ふことを子爵（波澤栄一の）へ言つて來たことがあります。益田が斯う云ふことを言つて來たが、益田がさう云ふことを言つて來たのは怪しからぬと言つてお拒みになつたことを子爵から承つたことがある。其辯益田さんは私共は非常に若い時分から知つて居るにも拘らず、そんなことを言つて來た位ですから中上川さんは或はそれを一緒にしようとしたか、自分の方の勢力にしようとしたか、さう云ふ風のことであつたか、さう云ふ風な考は持つてゐたらしかつたですな。⁽⁴⁾

こうした状況だったので、第一銀行側では、支配人の熊谷長太郎などが中心となつて小さな貯蓄銀行（東京貯蓄銀行）でも立ててそれに立て籠ろうというようなこともあつた。その点についても佐々木勇之助が後年次のように語つてゐる。

佐々木氏 それより一、二年前（明治二十五年七月東京貯蓄銀行の設立より、二年前の意：筆者）から熊谷氏が本店の支配人となり、私と一人でやつてゐたが、熊谷君の考で『我々はとても第一銀行に居られぬかも知れぬ、それだから何か一つ小さな貯蓄でも立てて、其処へ立籠るといふ事にしようぢやないか』といふ説があり、至極それがよからう一店（三井）の人がだんだん入つて来て、我々が居られぬやうになるかも知れぬといふので、子爵（波澤栄一の筆者）にも御同意を得て立てる事になったのです。丁度貯蓄局長であった吉田省三氏が暇で一

熊谷氏の友人一人をつれて来てやらせよう——あそこへ小さなもの（東京貯蓄銀行）を作ったのです——まあ主として熊谷君のさういふ考から起つたのでした。⁽⁵⁾

以上の談話によると、中上川彦次郎は、三井銀行に入つて間もない明治二十五年頃に、第一國立銀行に圧迫を加えて、それを三井の支配下におこうとしたようである。しかし、その方策も、波澤頭取らの反対により進まなかつた。そこで中上川は、方針を切り換えて三井銀行所有の第一銀行株を全部手離し、これと思う事業会社に投資にするようになるが、その点については次項で取り扱うこととする。

2 明治三〇年代前半

—三井資本の撤退—

明治二九年（一八九六）一二月、第一國立銀行は営業満期となつて株式会社第一銀行となり、資本金も倍増して四五〇万円となつた。それとしない、三井同苗の第一銀行株所有高も、前掲第11表と次掲の第15表を比較してみるとわかるように、それぞれ約倍になつてゐる。しかし、最も多い三井銀行の持株高だけは増加せず、むしろ減少ぎみであつた。従つて、三井全体の持株比率も明治二九年一二月末二一%、三〇年六月末一七%に低下した。これは、当時三井銀行の実権を握つていた理事中上川彦次郎の経営方針によるものであつた。彼は、前記したように明治二十五年頃には第一國立銀行を三井の支配下におこうとして策画したことがあつたが、その後方針を変更し、第一銀行はじめ日本銀行・日本鉄道会社など、三井組時代から深い縁故があつても、經營の実権が他に掌握されている会社銀行の株式を所有することには消極的となり、これらの株式を売却し、反面鐘紡・三池紡・王子製紙・九州鉄道など、有望な事業への投資を拡大した。⁽⁶⁾これらのうち、王子製紙は波澤栄一が会長、甥の大川平三郎が専務取締役で、三井が大株主であつた。明治二九年

明治期の第一銀行と三井（山口）

第15表 明治30年代前半（1896～1902）第一銀行の株主と役職者

株主名	明治29年 12月末		同30年 6 月末		同32年 6 月末		同35年 6 月末		住所	役職	備考
	株数	%	株数	%	株数	%	株数	%			
三井銀行	18,698	18.7	14,865	16.5	—	—	—	—	東京	取締役	南家
三井八郎次郎	1,519		1,285		1,236		1,272		"		小石川家
三井三郎助	600		743		500		555		"		北家
三井八郎右エ門	200		—		—		—		"		鳥居坂家
三井守之助	200		—		200		223		横浜		新町家
三井高辰	170		—		—		—		東京		
小計	21,387	21.4	16,893	16.9	1,936	1.9	2,050	2.0			
渋澤栄一	10,078	10.1	10,558	11.7	10,102	10.1	10,232	11.2	東京	頭取	
有終会	674		709		821		—		"		
渋澤栄一											
渋澤篤二	2,138		2,138		1,823		1,875		"		栄一の長男
西園寺公成	3,120		3,120		3,106		3,476		"	取締役	
鍋島直大	2,000		2,000		2,000		2,223		"		
徳川家達	—		—		3,000		3,333		"		
古河市兵衛	—		—		2,000		4,000		"		
稻西合名会社	1,500		1,500		6,500		1,666		大阪		
大倉組頭取	600		600		600		667		東京		
大倉喜八郎											
佐々木勇之助	450		450		450		618		"	取締役	
熊谷長太郎	218		218		218		300		"	取締役	
日下義雄	200		205		205		227		"	監査役	
その他	57,635		61,109		71,239		68,121				
小計	78,613	78.6	83,107	83.1	98,064	98.0	97,950	98.0			
総計	100,000	100.0	100,000	100.0	100,000	100.0	100,000	100.0			
株主総数	1,012人		1,201人		1,485人		1,582人				

出所）株式会社第一銀行各期「半季実際考課状 株主姓名表」（第一勧業銀行所蔵）等により作成。

(一八九六) 同社は中部工場の新設、新機械の導入のため資本金を一一〇万円からいきよに二〇〇万円に増額しようとした。波澤は三井銀行専務の中上川彦次郎に援助を申し出た。中上川は増資に応ずる代りに三井系の藤山雷太を王子製紙の専務取締役に採ることを求め、波澤もこれを承諾した。その後王子製紙内部で藤山と大川の勢力争いとなり、明治三年(一八九八)九月、ついに大川は王子製紙を去り、波澤も会長を辞任するにいたつた。⁽⁸⁾ 波澤と中上川との間には第一銀行の場合とは逆にこうしたことわざったのである。

一方、明治三二年(一八九九)上期になると、三井銀行は手持ちの第一銀行株の全部を手離すようになった。これは、同三二年八月、中上川が北海道炭鉱鐵道会社への経営参加を意図して、その総株高の六分の一強にあたる四万三八〇〇株を買収したことによる。⁽⁹⁾ 一方、⁽¹⁰⁾ 買収価格は一株一〇〇円前後とされているので、仮りに一〇〇円とすると四三八万円となる。一方売却した第一銀行株は一四、八六五株(第15表)、売却代を一株一〇〇円とすると一四八万円で、北炭株の買収価格よりはるかに少ない。第一銀行株以外に、手持ちの公債証書などを買却して補充したようである。⁽¹¹⁾

さて、このようにして三井銀行がその所有する第一銀行株を全部手離したのであるから、明治三二年以降は三井の第一銀行株の所有比率は第15表にみるようにわずか二%内外となつた。経営陣にあっても、取締役として残っているのは、すでに前期から三井八郎次郎一人となつたのであるから、ここに第一銀行は、名実とともに三井の勢力から脱却するにいたつたとみてよいであろう。

三井銀行の手離した第一銀行株は、結局波澤に近い徳川家達、古河市兵衛らを筆頭とする新株主と、従前からの主な株主がそれぞれの持株に応じて受けたようである(第15表)。波澤自身の持株も多少ふえているが、それでも全体の一%を占めるにすぎない。ここに、できるだけ多くの人々による合本組織のもとに事業を営もうとする、波澤の經營理念の一端を見ることができるかと思う。

- (1) 熊谷長太郎はもとは三井の出であるが、実際には佐々木勇之助ら第一銀行系の人々に近かかった。
- (2) 『三井事業史』資料篇三 二八四頁。
- (3) 同上書本篇第二卷五四二～五四四頁。
- (4) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第三五卷五一四～五一六頁。
- (5) 『波澤栄一伝記資料』第五卷一二～一三頁。
- (6) 『第一銀行史』(下巻三一六頁)には、波澤栄一のほか三井八郎右エ門も反対だったと記されているが、直接の史料は明らかでない。
- (7) 『三井銀行八十年史』一四四頁。
- (8) この間の経緯については、さしづめ『王子製紙社史』第二卷六一頁以下及び『波澤栄一伝記資料』第十一卷九二頁以下を参照されたい。
- (9) 北山米吉編『中上川彦次郎伝記資料』一五五～一六〇頁。日本經營史研究所編『中上川彦次郎伝記資料』二七九～二八一頁。
- (10) 北山編同上書一六〇頁、日本經營史研究所編同上書二八一頁。
- (11) 第14表によつて算出すると、明治二六年七月当時の第一國立銀行株の売却価格は一株九〇円余となるが、ここでは額面どおり一〇〇円とした。
- (12) 北山編『中上川彦次郎伝記資料』一五九頁。日本經營史研究所編『中上川彦次郎伝記資料』二八一頁。